

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定により、RB labor union 執行委員長 高野 靖から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和 4 年 2 月 14 日にありました。

令和 4 年 2 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 事件

2022 年度賃金引上げ要求、および臨時給支給協定の締結に関する件

2 日時

令和 4 年 3 月 1 日以降問題解決に至るまで

3 場所

次の事業場における RB labor union の組合員が勤務する全部又は一部の職場

事業場の名称	所在地
川崎鶴見臨港バス株式会社 鶴見営業所	横浜市鶴見区駒岡 1 - 2 8 - 9
川崎鶴見臨港バス株式会社 塩浜営業所	川崎市川崎区塩浜 3 - 1 0 - 1 0

4 争議行為の概要

上記職場において、全組合員または一部組合員によるストライキを実施する。